

第39回平成23年10月与謝野町議会臨時会会議録（第1号）

招集年月日 平成23年10月25日

開閉会日時 午前10時00分 開会 ～ 午前11時35分 閉会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫(途中出席)
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	赤松孝一
5番	塩見晋	14番	糸井満雄
6番	宮崎有平	15番	勢旗毅
7番	伊藤幸男	16番	今田博文
8番	浪江郁雄	17番	谷口忠弘
9番	家城功	18番	井田義之

2. 欠席議員(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
企画財政課長	浪江 学	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	太田 明
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	農林課長	永島 洋視
野田川地域振興課長	小池 信助	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興課係長	市田 桂一	教育次長	和田 茂
税務課長	植田 弘志	下水道課長	西村 良久
住民環境課長補佐	平 勝成	水道課長	吉田 達雄
会計室長補佐	飯澤嘉代子	保健課長	泉谷 貞行
建設課長	西原 正樹	福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

- | | | |
|-------|-------------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 議案第 1 1 3 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(クアハウス岩滝の指定管理者の代表者の変更について)
(提案理由説明～表決) |
| 日程第 4 | 議案第 1 1 4 号 | 財産の取得について (給食専用配送車)
(提案理由説明～表決) |
| 日程第 5 | 臨時第 1 1 5 号 | 平成 2 3 年度与謝野町一般会計補正予算 (第 5 号)
(提案理由説明～表決) |

6. 議事の経過

(開会 午前10時00分)

議長 (井田義之) 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまより平成23年度10月臨時会を開催をさせていただきます。大変お忙しい中をお世話になって、一応、本臨時会の日程につきましては午前中ということでご無理をお願いしたいとないうふうに思っております。午後は、町長のほうの公用も入っておりますので、そういう意味で、できるだけ簡潔明瞭な質問と答弁を期待をいたしまして、開会のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ご報告をいたします。小林議員から欠席の届が参っております。

宇野会計室長から欠席の届が参っており、代理として飯澤室長補佐が出席、朝倉住民環境課長から欠席の届が参っており、平住民環境課長補佐が出席、森岡加悦地域振興課長から欠席の届が参っており、代理として市田係長が出席をいたしております。

以上、皆さんにお知らせをしておきます。

ただいまの出席議員は、17人であります。

定足数に達しておりますので、これより第39回平成23年度10月臨時会を開催し本日の会議を開きます。

ここで太田町長から発言の申し出が参っておりますので、これをお受けいたします。

太田町長。

町長 (太田貴美) 改めまして、皆さん、おはようございます。

山々の色模様も赤や黄色に少しずつ変わり、秋真っ盛りの、また、朝晩は少々暖が欲しくなるような、そんなきょうこのごろでございます。

本日は、第39回平成23年10月与謝野町議会臨時会の召集をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には公私ともに大変ご多忙の中をご参集いただき、心より熱くお礼を申し上げます。

さて、本臨時会におきましては、指定管理者の代表者の変更にかかる専決処分1件と、予定価格が700万円以上となります財産の取得についての議案1件、地域福祉空間整備事業、台風12号、15号に伴う豪雨災害対策事業などの一般会計補正予算(第5号)の議案をご提案することといたしておりますが、どうぞよろしくご審議いただき、ご承認をお願いを申し上げる次第でございます。

議員の皆さん方のご理解とご協力をお願い申し上げまして、簡単ですけれども、開会に当たってのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 (井田義之) 本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

ご報告いたします。お手元に配付しておりますように、本臨時会に提案されております議案は、議案第113号 専決処分の承認を求めることについて(クアハウス岩滝の指定管理者の代表者の変更について)ほか2件であります。

以上、3件を上程いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第116条の規定により、1番 野村生八議員、2番 和田裕之議員、以上2名にお願いをすることにします。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(井田義之) ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日一日限りといたします。

次に、日程第3 議案第113号 専決処分の承認を求めることについて(クアハウス岩滝の指定管理者の代表者の変更について)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長(太田貴美) 議案第113号 クアハウス岩滝の指定管理者の代表者の変更について、専決処分を報告し承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の変更につきましては、現在、指定管理者としてお世話になっておりますドルフィン株式会社の代表取締役が本年10月1日付で小森紘夫から小森崇稔氏に交代されたことにより、指定管理者から協定内容の変更届を10月7日付で受理したところございまして、クアハウス岩滝の指定管理者の代表者の変更について、10月7日付で専決処分させていただいたものでございます。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長(井田義之) これより直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し、採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(井田義之) ご異議なしと認め、これより議案第113号を採決します。

本案について、原案のとおり承認することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(井田義之) 起立全員であります。

よって、議案第113号 専決処分の承認を求めることについて(クアハウス岩滝の指定管理者の代表者の変更について)は、承認することに決定しました。

次に、日程第4 議案第114号 財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長(太田貴美) 議案第114号 財産の取得について、ご説明申し上げます。

今回、購入の給食専用配送車につきましては、学校給食センターで配送車を現在、3台保有しておりますが、平成24年度から橋立中学校の給食実施に伴い、新たに1台を増車するものでございます。概要につきましては、添付の議案資料にお示ししておりますが、10月7日に9業者から見積書を徴収しました結果、契約の相手方は安田石油株式会社 代表取締役 安田昌司。

取得金額は677万2,500円で、うち消費税相当額は32万2,500円でございます。

契約期間は、本件議決日の翌日から平成24年1月31日までとするものでございます。

給食専用配送車の購入等の経緯につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（井田義之） 和田教育次長。

教育次長（和田 茂） それでは、私のほうから議案第114号の詳細な説明をさせていただきたいと思っております。まず、その前に議案の差しかえにつきまして、おわびを申し上げたいと思っております。取得金額等につきまして、修正をさせていただいております。当初、取得価格の中に自動車重量税ですとか、自賠責保険料等の価格も含めて取得金額ということで作成をさせていただいております。その部分を今回、差し引きをさせていただいて、本体の部分のみの取得ということで整理をさせていただきました。非常に申しわけございませんでした。

それでは、議案第114号 給食用配送車の購入にかかります財産の取得につきまして、ご説明を申し上げます。

今回、購入を予定いたしております給食専用配送車につきましては、先ほど町長のほうからもございましたように、橋立中学校の給食を実施するに当たりまして、新たに1台増車を行うものでございます。購入等の経過といたしましては、皆様もご承知のこととは存じますが、ことし春の全員協議会で平成24年度より橋立中学校の給食実施についてご説明を申し上げ、その調理、配送に当たりましては当町の給食センターで受託することで、ご理解をいただいているところでございます。

その後、6月定例会では、その費用といたしまして車両備品等購入にかかる1,853万5,000円の予算をお認めいただき、その準備を進めてまいりました。今回の車両購入に当たりましては、100キロ以上あります、こまつきのステンレス製コンテナを学校に搬入をいたしますので、特殊な架装を要しますため、カタログ等を参考とした結果、オートマチックの低床四輪駆動車で、府内の学校給食センターの給食配送車の納車実績のあるいすゞ自動車製の車両をベースに装備仕様を検討し、議案資料の仕様内容に決定したものでございます。給食専用配送車のコンテナ部分の左右両面に関しましては橋立中学校生徒作成によりますデザインステッカーも張る予定といたしております。また、購入に際しましては、町内で商工会、または、峰山自動車整備工業協働組合に加入されております32件の販売整備業者の方に見積もり参加意向調査をさせていただき、その中で見積参加の希望をされました9件の業者で、いわゆる10月7日に見積入札を行い、その中の最低見積業者と契約を締結するものでございます。

以上、簡単にご説明申し上げましたけれども、よろしくご審議いただきご承認賜りますようお願いいたします。以上でございます。

議長（井田義之） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し、採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（井田義之） ご異議なしと認め、これより議案第114号を採決します。

本案について原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長 (井田義之) 起立全員であります。

よって、議案第114号 財産取得については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第5 議案第115号 平成23年度与謝野町一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長 (太田貴美) 議案第115号 平成23年度与謝野町一般会計補正予算(第5号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は3,840万円を追加し、総額を114億5,156万2,000円といたすものでございます。

それでは、歳出から主なものについてご説明を申し上げます。13、14ページをお開き願います。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は、一般管理費一般経費で第8節報償費に弁護士謝礼を10万5,000円追加いたしております。有害鳥獣の狩猟許可に対する事務処理をめぐる訴訟事象が発生しており、顧問弁護士に対する裁判の着手金でございます。

第4目会計管理費は会計管理業務を149万6,000円追加いたしております。宇野会計室長の病気休養に伴います臨時職員の賃金や共済費等でございます。第12目有線テレビ管理費では、有線テレビ施設管理運営事業を500万円追加いたしております。関電柱やNTT柱の支障移設に伴うケーブル移設工事費でございます。有線テレビ施設整備事業は有線テレビ引き込み工事委託料を600万円追加いたしております。町内全域の新規加入者への対応工事分と、既に加わっていただいております方で、インターネットへの追加加入などのプラン変更等への工事に対応させていただくものでございます。

次に、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費では、地域福祉空間整備事業を総額で740万円追加いたしております。本事業につきましては、6月定例会におきまして一般会計補正予算(第1号)に事業費を計上させていただきましたが、多くの議員の皆様から造成工事をめぐって京都府と丹後織物工業組合と町の関係等についてご意見、ご質問をいただき、結果的に附帯決議による予算議決となっております。今回、改めて補正予算として調整させていただく運びとなりました。内容につきましては、まず、歳出予算についてでございますが、瓦れきやコンクリート構造物などの撤去費用を精査し、工事請負費を700万円、委託料を40万円、それぞれ追加いたしております。なお、後ほど歳入でご説明いたしますが、本事業に対する財源といたしましては、第1号補正予算計上時点では、工事請負費を対象額として、それに合併特例債を充当しておりましたが、京都府としては、町の最重点課題である安心と生きがいのある福祉のまちづくりの一環として取り組む本事業が、丹後地域において先進的な福祉の複合施設であり、広域的な取り組み要素が高いこと。また、京都府の所有していた土地を活用した、この事業を高く評価され、京都府みらい戦略一括交付金の対象事業として調査費等も含めた総事業費の2分の1をご支援いただける見込みとなりましたので、府支出金を1,370万円追加させていただいております。また、あわせて、その補助残に対し、合併特例債を充当することとし、第1号補正予算計上額との差額500万円を減額いたしております。

次に、15、16ページの第5款労働費、第1項労働諸費、第4目経済危機対策債につきましても、住宅改修助成事業を14万8,000円追加いたしております。これは9月定例会の中でも答弁をさせていただきましたとおり、住宅改修助成事業が、どのような効果があったのかなどについて大学連携の一環として京都橘大学の協力を得て、アンケート調査を実施するための郵便料等を追加するものでございます。

次に、第9款消防費、第5目災害対策費では9月に発生しました台風12号、台風15号に伴い設置いたしました災害警戒本部の人件費として職員人件費を200万円追加いたしております。豪雨災害対策事業におきましては、これも9月の台風で被害のありました農林業施設、公共土木施設の修繕料や土砂の浚渫委託料等を、総額で1,557万5,000円追加いたしております。

次の第14款予備費は25万1,000円を減額し、調整いたしております。以上が歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。11、12ページをお開き願います。第9款地方交付税は普通交付税を2,400万円追加いたしております。第14款府支出金、第2項府補助金、第2目民生費府補助金では、地域福祉環境整備費補助金として京都府みらい戦略一括交付金を1,370万円追加いたしております。これは、先ほどの歳出でご説明いたしました地域福祉空間整備事業に対するもので、従来の未来づくり交付金が今年度から改められたものでございます。

次に、第2款町債、第1目総務債はCATV整備事業債を570万円追加いたしております。これは歳出でご説明いたしました有線テレビ施設整備事業の有線テレビ引き込み工事委託料の追加に伴い合併特例債を追加いたすものでございます。第2目民生債は、社会福祉施設整備事業債を500万円減額いたしております。これも先ほど歳出でご説明いたしましたとおり、地域福祉空間整備事業に京都府みらい戦略一括交付金を充て、その残額に合併特例債を充当するものですが、第1号補正予算で計上しておりました発行額よりも、今回の発行見込み額のほうが少額になることから差し引きをし、減額いたすものでございます。なお、6ページに第2表地方債補正を計上し、同額を変更いたしております。

以上が、平成23年度与謝野町一般会計補正予算（第5号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（井田義之） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

5 番、塩見議員。

5 番（塩見 晋） それでは、一般会計補正予算（第5号）について、質問をします。

先ほどありました福祉空間整備事業の件ですが、いろいろと担当の副町長については、いろいろと交渉していただいたというふうに思うんですが、この中で一番、私が今、お尋ねしたいのは、結局この整備、造成整備に22年度から今回の補正の額まで入れると、一体全額で幾らになるんでしょうか。

議 長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） ご質問にお答えしたいというように思います。22年度決算でもご報告をさせていただいておりましたように、この地域福祉空間整備に加工場跡地の整備にかかわりましては、工事費が799万500円ということと、これに対する測量設計の委託料が379万

9,000円ということでございますので、合わせまして1,100万円が前年度の費用額ということになります。そして、今年度についてが、今、提案させていただきましましたように、補償費等を含めると2,740万円ということで、合計額が3,500万円ということで、粗い数字ですけれども、そういった費用がかかっております。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 今、答弁をもらったのは予算の段階の金額と違いましたか。前回、補正で2,000万円ですか、前回の補正で、予算はそうだったのですけれども、実際の業者の請け負いは1,500～600万円だったというように思うんですが、実際の金額のほうをお尋ねしたいと思うんですが。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 今、ご質問の実際の実績と言われました。これは工事請負費については7月の段階で1,547万9,100円と、7月21日に契約をさせていただいております。その後、いろんな工事が進んでおまして、この分については工期変更で8月末の工期、当初は8月末だったんですが、9月末に延ばし、そして、現在では10月末に延ばしております。今回の補正をさせていただいた段階で工事そのものについては、まだ、最終というのは、まだ、上げていない部分がありますので、その処理費なんかも含めまして、この今回700万円、工事請負費には出させていただいておりますので、6月に補正させていただきました1,900万円と、そして700万円ということで、2,600万円が、この工事、本体造成工事にかかる分ということで、その最終の数字につきましては予算をお認めいただいた後、精査して契約変更をさせていただくと、こういう運びになります。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） ということは、実際には2,000万円近くの予算があつて、前回の工事は1,547万円でしたか、落札はね、また、その余分に残っている分と、それから、今回の予算の分を含めて、次の、これからの造成工事に使っていきたいと、こういう形になるんでしょうか。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 今、議員がおっしゃっていただきましたように、そのとおりでございます。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） わかりました。それから、その中で丹後織物工業組合とも積極的に話をしてほしいということは、前回から申し上げているわけですが、その丹工との話の経過というのは、どういふふうになっているんでしょうか。

議長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 丹工の支援についてのご質問でございます。この間、京都府、それから、丹後織物工業組合、それから、与謝野町と、関係者の話し合い、それから、京都府が間に入った形での話し合い等々を積み重ねてまいりまして、最終的には、きのうの丹後織物工業組合の理事会で、先ほど申し上げましたようなご寄附をいただけるという話が正式に決まったという経過でございます。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 先ほどの話の中で、若干の金額もおっしゃいましたが、以前、レオパレスの工事

のときに丹工は少なくとも200万円以上の補償というんですか、迷惑料というんでしょうか、そういうものを払ったというようなことを、ある関係者の方から、私は聞いているんですが、それから勘案すると、もう少し精力的な交渉ができないのかなというように思いますが、いかがでしょうか。

議長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 今、レオパレスの建設当時のお話を披瀝されましたけれども、私はどういう経過で、どういう事情で、そういう話し合いの結果になったかは承知をいたしておりませんが、この間、丹工さんといろいろお話をする中で、最終的に、先ほど申上げましたように昭和3年から、あの地は旧加悦の精錬所があったところのようですが、丹後織物に非常にかかわりの深い土地で、ああいった施設整備をしていただくという、その趣旨に賛同をいただきまして、丹工内部でいろいろご検討をいただいて、今回の対応の結果になったということでございます。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） それは先ほどおっしゃいましたので、そのとおりでと思うんですが、私が言っているのは、その前回の組合が、いわゆるこのことについて出した金額と今回、与謝野町が受ける寄附との、その面積からいく、内容物として、どれだけ差があるかということにはちょっと私にはわかりませんが、面積から見れば、相当まだ、与謝野町の分のほうが広いというふうに思うわけですが、そういう部分についてのことをお尋ねしておるわけです。

議長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 先ほど申し上げましたようにレオパレスを建設されるときに、どういった話し合いがなされて、その結果、どういった結論になったのかというのは、詳しくは承知をいたしておりませんが、関係者、京都府、それから、丹後織物工業組合を交えた話し合いの中では、そういった話も確かに出ました。今の丹工さんの役員さん等々からすれば、昔の話なわけですが、そういったことも承知の上で話し合いを進めてまいりました。議員がおっしゃっているのは面積からすれば、相当、今回の福祉施設の整備のほうが広いわけなんで、今回の丹工さんのご提示の金額については、はっきり申し上げますと少ないんじゃないかという意味なのかもしれませんが、あくまでご寄附でございますので、金額の多寡については申し上げる立場ではないというふうに思っています。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） いやそんな笑いながら言ってもらったら困ります。真剣な話をしておるんです。寄附というんですから、それは確かに、それは相手が決める金額だとは思いますが、しかし、先ほどやっぱり以前から、そういう部分はあったわけですから、指摘が。そういう部分もちゃんと調査をして、前回どういう対応を丹工さんがされたのかということも、やっぱり担当者としてはきちんと、そこは把握して、そして、やっぱり話の席につかれた以上はついて、そして、話を進めて、最終的に寄附という形になるかわかりませんが、そこら辺の分は、もっとしっかりやっていただかないと相当な金額になるわけですから、その部分のしっかりした認識を持って本当に交渉をしていただけたのかということは、私にとっては少々疑問に残ります。

議長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 議員のご質問の趣旨は丹工の責任をもっと問うべきだという趣旨ですか。

先ほど申し上げましたように、レオパレスの建設当時のお話は、確かに今回の話し合いの中でも出ました。それらの事情を寸借して今回の決定がなされたわけですけれども、もしも議員が法的な責任も含めて丹工の責任をもっと問うべきだというお話であれば、時間もかかりますし、いろんなリスクを伴いますので、そういったことは考えておりませんので、申し添えます。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） そういう法的な部分でもというだけのはらをくくって交渉をしてほしかったということを、私は言っているんです。一番初めの質問のときにも言いましたけれども、議員の思いは察して交渉しますというようなことを、たしか答弁でおっしゃったと思うんです。私のお金じゃないんですけれども、これ町民のやっぱり税金なんです、最終的に出ていくお金は、そういう部分でやっぱり、それは真剣になって交渉はしていただいたかと思うんですが、結果として見るに、私は非常に不満があるというわけですが、そういうふうに思うわけですが、これは何遍、質問しても同じような答弁しかないと思いますので、終わりにします。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

15番、勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは、1、2点、質問をしたいと思っております。まず、この地域空間整備ですね、副町長がきょうまで、大変努力をいただいたということで、その労を多としたいと思いますけれども、私は、やはりこの一番初めのところの、再三申し上げましたが、契約というものに、私はちょっと認識が甘かったのではないかなというふうに思っております。以後、これからきょうも、いろいろな契約をしていただかんなんわけですが、十分その契約書については、認識を持ってやっていただきたいと、このことを、まず、お願いをしておきたいのと、それから、福祉課長にお尋ねをしますのは、この10月中の工期で本当に、これ完了すると、こういう認識でよろしいでしょうか。

議長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） まず、1点目、京都府と与謝野町との売買契約の第5条瑕疵担保の条項のことをおっしゃっているのだと思います。例えば、京都府がホームページなんかで、京都府の府有地の不動産の宣伝をされております。そういったものを見ていますと、売買契約の条項としては、第5条ではないんですが、たしか11条あたりだったと思いますが、今の瑕疵担保の条項が上がっております。例えば、府有地を消費者保護法の対象になるような方に売買する場合と、そうでない場合は、こういうふうに条文が変わりますという形で、当然のことながら消費者保護法の対象になる方の場合には2年間の異議の申し立てができるという条項がありますし、それ以外の場合には、そういった条項にはないわけですけれども、考え方等については京都府内部で法制室あたりで十分調整をされた結果でありますので、特段問題はないというふうに認識をいたしております。それから、2点目の工期であります。きょうは25日でありますので、残すところ、あと1週間ほどです。議員も現場の状況をご存じかもしれませんが、この間、ブルーシートをかけて一時工事が中断しておったところにつきましても工事を再開して、もう余すところ、あと1週間で、ぎりぎりできる程度の残工事しか残っておりませんし、新たな埋没物が出る余地も、もうありませんので、ご心配のような工期が間に合うのかなということは、大丈夫であろうというふうに思っております。

議長 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 今、副町長から答弁をいただきましたが、私、契約書のことは、これはそういうことが書いてあってもいいんですよ。しかし、それは第5条はいかんとやっていると思う。第5条に書くべきことではないと、これは1条に書いて。例えば、丹後織物工業組合が京都府と売買取手契約をされたときにも、第1条に書いてあるんですよ。これは今後、実測等によりその数量に過不足を生じて甲乙ともに異議を申し立てないものと、ほかで、これは書いておくことだということを申し上げておるので、ひとつぜひ、その認識でお願いをしたいと思っております。

それから、工期の関係ですが、私は終わっていただけるというふうには思っているんですが、一番心配をされておりますのは、近所の方なんです。非常に騒音と震動が激しいということで、連日、ご心配をされておりますし、それから、きょうまで、どんどんどんどん工期が延びてきたと、そういうあたりで、その辺は十分、その地域の方にも説明ができていけるのかなという気がするんですが、そここのところは福祉課長、どうでしょう。

議長 長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 本当に、この工事に対しましては、8月の末の工期から10月末の工期ということで、2カ月の延長をさせていただいております。近所の皆さんについては、本当にご迷惑をおかけしております。しかし、工期は、先ほど副町長が申し上げましたように、私も、ここの工事をお世話になっている業者とも直接、お話をさせていただいて、そして、今回、25日、きょう補正予算を通していただいたら1週間で工事が完成するのかなという確認もしてまいりました。そうしましたら、これについてはやりますということをお聞きしておりますので、この工期については、私は安心しております。

それから、近所の皆さん方については、本当に工事業者さんも含めて近所の人におわびなり、また、こういったことで延びていますという説明もしていますし、また、うちの職員も毎日ぐらゐ工事現場には詰めまして、近所の皆さん方に声をかけてご理解をいただいておりますので、そういった部分については、不十分な説明かも知れませんが、町としてできることについては、させていただいておりますので、ご理解賜りたいというように思います。

議長 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 地域のほうにも十分、課長、お願いをしておきたいと、十分な経過や、こういったことでおくれたというあたりを十分お願いしたいと、このように思っております。

それから、次に、いわゆる弁護士の謝礼のことについてお伺いをするんですが、着手金ということでございました。現在、与謝野町は置田弁護士さんというのを顧問弁護士にされておるといふふうに聞いておりますが、この着手金10万5,000円というのは、顧問弁護士さんをお願いするというので、これは安くなっているというふうに理解したらいいんでしょうか、そここのところはどうか。

議長 長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 勢旗議員のご質問にお答えをいたします。

今、アクシスの置田弁護士にお願いをいたしております。これにつきましては、目的物の価格というものがございまして、その5%といったことで着手金を契約に基づきましてお支払いをしておりますけれども、10万円以下だと10万円にするということでございまして、今度の訴

訟につきましては160万円の目的物の価格ということになっております。それに対する5%、いわゆる8万円ですけれども、10万円以下は10万円に上げるといったことになっておりまして、消費税を含めまして10万5,000円の補正予算をさせていただいておるということでございます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） そうしますと課長、これは一般的な弁護士さんをお願いする場合の、いわゆる金額で、顧問弁護士だから安くなるとか、そういうことでは別はないという理解でよろしいんですか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 大変申しわけありませんけれども、その5%をアクシスと契約、置田さんと結んでおります。私、申しわけないですけれども、その5%が一般的であるかどうかということについては、ちょっと承知いたしておりませんので、よろしくをお願いします。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） そうしますと課長、この裁判が、これからどんどん進んでいくわけですが、最終的に第一審が終わるまでには、50～60万円はかかると、こういう認識でよろしいんでしょうか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 先ほど農林課長が申し上げました、大変その内容をお聞きしていますと、今後の行方、公判が11月にございます。その行方によってはどのようになるかという、ちょっと見込みは、私は、ちょっと持ち合わせていませんので、よろしくをお願いします。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それともう1点だけ、課長、お伺いしますが、通常の場合、裁判に勝ちますと、成功報酬を別途払うということになるんですが、その辺については顧問弁護士さんの場合、どういうふうになっておりますか。

議長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 私からお答えしたいと思います。先ほど、総務課長がお答えしましたように、本町はアクシス法律事務所との間で法律顧問契約を結んでおります。今回、ご提案をさせていただいております着手金、これにつきましては、この契約書の第6条の規定で別途定めるということで、ほかに、契約書本体のほかに一定の基準を双方で確認をいたしております。着手金につきましては、先ほど来申し上げていますように目的物の価格の5%の額ですけれども、10万円を下回るときは10万円ということで規定をいたしております。

それから、成功報酬といいますか、終結謝金という言い方をしています。裁判が一定結論を、結審を迎えました場合には終結謝金ということで、これは着手金と同様に目的物の価格の10%の額とする。ただし、50万円を超えるときは50万円、10万円を下回るときは10万円ということにしております。

そのほかにも全面敗訴した場合はどうやとか、ちょっと規定があるんですが、基本の考え方は、そういうことでございます。

15番（勢旗 毅） 終わります。

議 長（井田義之） ここで暫時休憩をいたします。

1 1時5分まで休憩いたします。

（休憩 午前10時53分）

（再開 午前11時05分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を再開し一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

質疑に入ります前に、先ほどの塩見議員の答弁で、少し数字の修正があるようでございますので、佐賀福祉課長から発言をいたします。

佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 失礼します。先ほど塩見議員さんから全体の工事費についてということと言われておまして、私、前年度が1,100万円と、今年度が補正をいただいて2,740万円ということによっておまして、合計額が3,500万円ですよというように答弁したということで、大変申しわけありませんでした。足し算をしてみますと3,840万円ということがございますので、改めまして金額を、私の申し上げた数字が3,840万円ということによって修正をお願いしたいというように思います。すみませんでした。

議 長（井田義之） 質疑に入ります。質疑はございませんか。

13番、赤松議員。

13番（赤松孝一） それでは、一般会計（第5号）補正予算につきまして、質問をいたします。

先ほどから話題になっています弁護士報酬費の件でございます。この件につきまして、金額ではなしに内容につきまして、お尋ねをいたします。まず、1点、現在の、この与謝野町の猟友会員さんの人数をお知らせいただけますか。また、その中での害獣駆除班の人数もお願いいたします。

議 長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをしたいというふうに思います。

ちょっと人数につきまして把握をしておりませんので、後ほど。

13番（赤松孝一） わからないの。

農林課長（永島洋視） はい。

議 長（井田義之） 赤松議員。

13番（赤松孝一） 与謝野町猟友会の会員数も有害鳥獣の駆除班の人数も把握していないということでございますので、仕方ないのですが、私が知っている範囲、今は知りません。以前は旧加悦町と旧野田川町とで猟友会が一つありまして、岩滝と宮津とで一つの猟友会がございました。今はどうか知りませんが、そういった中で猟友会員さん、私も何名も知ってますが、非常に高齢化してきて、なおかつ、また、後継者といえますか、猟友会員になろうという方が非常に少ないということをお聞きしていますが、こういったことについては私の現状把握はいかがでしょうか。

議 長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えしたいと思います。

ご指摘のとおり非常に高齢化が進んでおまして、後継者の育成というのが大きな課題になっておるところでございます。そういった面で、昨今の有害鳥獣の被害が拡大をしておるというようなこともありまして、町のほうとしましては銃の許可、わなの許可、それぞれに補助金を

出しておりまして、また、近年では銃の購入、わなの購入についても補助金を出して猟友会員になっていただくということをお願いをしておるということで、近年は1名、ことしにつきましては3名ほど猟友会員がふえておるという実態がございます。

1 3 番（赤松孝一） 猟友会の組織の件。

農林課長（永島洋視） 組織につきましては、議員、ご指摘のように与謝郡猟友会ということで、全く変わっておりません。加悦と野田川で一つの組織になっておりまして、岩滝につきましては、宮津の猟友会の岩滝支部ということになっております。したがって、この駆除は与謝郡の猟友会と、それから、宮津猟友会の岩滝支部と、この二つに出しておるということでございます。

議 長（井田義之） 赤松議員。

1 3 番（赤松孝一） そして、今回の宮津市在住の公務員の方という方でございます。この方は宮津の猟友会へ加入されている方でしょうか。

議 長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをしたいというふうに思います。

訴訟の資料にも、その猟友会の会員証が添付をしてありまして、農林課のほうとしましても、許可を出すか出さないかという判断をする上でも必要だということで、提示を求めまして、猟友会員であるということについて確認をしております。

議 長（井田義之） 赤松議員。

1 3 番（赤松孝一） 今回の、こういった訴訟事件になりまして、非常に残念なことではあるんですが、お互いに当事者の方と町とが、もう少しうまく話ができて、こういう事件にならなかったらよかったなという、これは感想ですが、思っています。そういった中で、きょうまで非常に、私たちの住んでいる、特に、私は四辻地区ですが、こういったことは、こんなことを言ったら失礼ではありますが、いわゆる山に近い地域で起こるものだと、こういう被害は、思っていました。もうそんなことはいつだったか、有吉議員がおっしゃったように、夜明けに歩いたら、もう江陽中学校のところを歩いていると、まさしくもう我が家の山のすその付近も、里山付近も、もうことごとく大きな被害に遭ってしまっていて、非常に地域の方々から、わなをかけてはいないのかとか、鉄砲を撃つ人はいないのかと、非常に駆除してほしいという切実な声が日々、届いています。

また、今回、大きな岩屋地区、また、温江上地区ですか、香河地区、いろんな石川の地区、いろんな地区、それから岩滝の男山地区ですか、いろんな地区で多くの予算を使ってさくといひますか、ネットを張られるという事業もあります。そういった中で実際に今、四辻地区でも幾地の方をお願いをしています。シカやイノシシがかかった場合は、そういう非常に人が、マンパワーが不足しているというのが今現状であります。ところが、わなとか鉄砲とか、これはやはり素人がいきなりしても、なかなかできない、非常にある意味で危険を伴う行為でありますので、それなりの経験なり知識なり技術なりを、身につけた方にお世話にならないわけでございますが、現実には今回のように今後、いわゆる市や町や村を超えて、お互いに近隣ならば助け合わなければならないというようなことを、私は考えているわけで、そういうふうになるのではないかなというふうな予測をしているわけです。やはり、このマンパワー不足を、例えば、近隣の管理が届く範囲の、また、府や地元の猟友会のきちんとした有資格者がやはり、こうやっておられたら、私は、それにある程度、そら全面的ではなくても、例えば、一部の部分とか、分野とか、そういう方に

お手伝いをしてやろうといった人があった場合は、今後そういった方の技術や知識や、また、本当の労力を提供してやろうという方があれば、それを受け入れざるを得ないといえますか、むしろ我々の今の町の地域の中では人が足りないわけですから、こういったことは今後、大きな課題であると、今回は、そういったものに対して一つの警鐘であろうなと思っておりますが、この辺の展開につきまして、私はそのような展開をするわけですが、農林課長なり副町長なり、今後、どのようにこの辺のことを、今後の予想といえますか、今回で、この案件をきっかけに、せつかくの、こういったことが起きたわけですから、これをよい方向に今後、考えていく上にも、どのような今後の予想展開をされていますか、どなたでも結構ですけれども、ご答弁願いたいと思います。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） マンパワー不足、それから高齢化というお話がありました。それこそ2週間前でしたかね、滝地区で広域捕獲事業を実施いたしました。地元の与謝郡猟友会はもとより、宮津市の猟友会の会員さん、それから、伊根町の会員さん、さらに京丹後市の中郡、竹野郡、久美浜町の猟友会、さらには豊岡市の猟友会の方にもお世話になって、猟犬も京都市から7頭貸していただきまして、地元の猟犬も含めまして9頭の猟犬で、それこそ大規模に京都府と兵庫県の間境を越えて広域駆除を実施したことがございます。

こういった広域の間境を越えてのやつは、与謝野町では3回目になるんですが、そういった取り組みをやっておりまして、議員、ご心配の高齢化とか、特に鉄砲の猟師さんが、だんだん高齢化、数が少ない実態がありますので、カバーをしてやっていただいております。

それから、町外の方なんかにもお手伝いをというお話がありましたけれども、まさに今回の裁判の、そのことが焦点の一つになっておりますので、町としての考え方といえますか、思いにつきましては、あえてコメントは差し控えさせていただきたいと思っております。一つのご意見として承りたいと思っております。

議 長（井田義之） 赤松議員。

1 3 番（赤松孝一） 次に、この会計管理費ですか、ここで一般事務員の賃金としまして、132万7,000円上がっていますが、職員さん一人、長期休暇というふうに承っておりますが、どのようなことで長期休暇をされているのか、また、復活の、いわゆる職場復帰は、いつごろの予定をされているのか、この点につきまして質問をいたします。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 議員、ご指摘のように現在、病気休暇でございます。この間、3カ月間の診断が出て、さらに、その後も同様の3カ月間の診断が出ておりますので、予後の状況にもよりますので、今後の見通しにつきましては、ちょっとわからないといえますか、見通しが立たない状況であります。はっきりしていますことは3カ月間の診断が出て、年末までは引き続いて休暇の状況にあるということでございます。

議 長（井田義之） 赤松議員。

1 3 番（赤松孝一） 次に、質問をいたします。次は消防費の職員人件費でございます。いわゆる時間外勤務手当175万円、管理職特別勤務手当25万円ですが、これにつきましての、この金額に対する積算根拠をお願いいたします。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 今回、災害対策費といたしまして職員手当、時間外勤務手当、管理職特別勤務手当を補正予算で上げさせていただいております。時間外勤務手当につきましては175万円といったことでございます。これにつきましては、9月の台風12号、15号に伴います災害警戒本部を設置いたしました、そうした中で75人、延べ521時間の勤務をしております。そうした中で予算残額が大体、まだありまして、その差額の100万円を、まずは台風12号、15号に伴う災害警戒本部ということで積算をさせていただいております。

それで、その後の不足額につきましては、今後、同等の警戒態勢で1回分を想定をいたしました。それらを合わせまして、175万円という積算をさせていただきました。それから、管理職の特別勤務手当につきましても、9月の台風12号、15号の管理職の手当でございます。それらにつきましても15万円を12号、15号で積算をいたしております。あと差額の10万円につきましては、今後、同等の警戒対策、災害対策本部並の警戒態勢の想定をいたしまして、約10万円ということで25万円の管理職特別勤務手当を積算をさせていただいて、補正予算に計上をさせていただいております。

議長（井田義之） 赤松議員。

13番（赤松孝一） 次の質問をいたします。地域福祉空間整備事業の件でございますが、これ結果的にいいますと、京都府さんから1,370万円の補助金、丹工さんから300万円の寄附ということで3,840万円かかった事業に対しまして、これだけの、いわゆる名前は補助金と寄附金であります。京都府さんや丹工さんが、これだけの応援をしようと、いわゆる迷惑料ということを使いますと、また、語弊がございますが、これで決着をしたと、このように理解をしたらいいわけでしょうか。副町長にお尋ねいたします。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） はっきり申し上げて迷惑料ではなしに、そうした前向きな姿勢に対して、それぞれがご協力いただける、支援いただけるという金額が全体の2分の1ということで、京都府はしていただいた。それから、丹工さんのほうは寄附金という形で今後、かかります中の一部として使っていただきたいということで、受けるということになりました。

議長（井田義之） 赤松議員。

13番（赤松孝一） 迷惑料という言葉は使わなくても、結果的には今回の、あの土地からいろんな埋蔵物が出てきまして、これに対して多額の費用がかかったと、これに対しての附帯決議もつけまして、そして、副町長が先頭になって鋭意、熱心に協議をされました結果、このような金額が町に、いわゆる名前は別にしまして、交付されると、それによりまして今回の、こういったものが解決されたと、こういうふう理解したらいいんですか。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） そのとおりでございます。

13番（赤松孝一） 以上で終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑ございませんか。

10番、山添議員。

10番（山添藤真） それでは、第5号の補正予算について、質疑を行いたいと思います。

14ページの中段にあります総合計画策定事業について、その概要をご説明をいただきたいというふうに思います。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。

総合計画の策定事業の経費といたしまして、今回の補正予算で印刷製本費を6万8,000円、郵便料を16万円計上をさせていただいております。これは住民アンケートを実施をさせていただきたいというふうに考えておりました、それにかかる経費でございます。ご承知のように総合計画につきましては、平成24年度で前期の基本計画5カ年が終了をいたします。したがって、平成24年度に向けて後期の基本計画を策定をしていくということになります、それに先立ちまして今回、予算を認めていただきまして、住民アンケートを実施をさせていただいて、住民の皆さんのご意向を踏まえて今後、後期の基本計画に生かしていきたいというふうに考えているものでございます。

議長（井田義之） 山添議員。

10番（山添藤真） それでは、この住民アンケートを行い、後期の総合計画の策定に備えるということなんですけれども、この住民アンケートの内容、そして、対象について、今、現段階でわかっている範囲の中でご説明をいただきたいというふうに思います。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。

住民アンケートにつきましては2,000件、無作為抽出をいたしまして、行ってきたいというふうに考えております。これは現在の当町の総合計画を策定いたしましたときと同様の思いでございます。この今回の予算につきましては、配付のほうは町の職員なり配達員さんにお世話になって回収をすることに向けての経費と、それから、アンケート用紙、あるいは封筒、これらの印刷にかかる経費ということでございます。

アンケートの内容につきましては、今月の31日に総合計画審議会を予定しております。その際に後期の基本計画に向けての考え方なり、それからアンケートの内容についてご審議をいただくことにいたしておりますので、現在のところは、この場で申し上げることは差し控えをさせていただきまして、審議会を通して決めていきたいというふうに考えております。

議長（井田義之） 山添議員。

10番（山添藤真） 前期の総合計画を策定された際にも住民アンケートなりパブリックコメントであったりとかの募集をされていたということだと思っておりますけれども、前期の段階で寄せられた意見といいますか、住民アンケートが返ってきたというような数値について確認をさせていただきたいというふうに思います。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えします。

大変申しわけございませんが、その数値を課のほうではもちろん把握しておるんですけれども、今、私が持っておりませんので、お答えできませんが、ご了承いただきたいと思っております。

議長（井田義之） 山添議員。

10番（山添藤真） 恐らく住民アンケート、2,000人を対象にされるということなんですけれど

も、返信をされる方というのは、恐らく限られてくるかと思えますし、パブリックコメントを出していただけるような方々についても、そして、件数についても限られてくるかというふうに思えます。その点、より町民の方々から声を届けていただけるような仕組みについて、やっぱり工夫をしていかなければならないと思えますので、その点については、担当課のほうでも努力をしていただきたいというふうに思えます。

そして、先般ですか、地方自治法が改正されたことによって、この総合計画の取り扱いについても若干の変更があるかというふうに思いますが、現在、当町で考えている変更点、もしあるのであれば、ご説明をいただきたいというふうに思えます。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。

今、議員がご紹介のように、実は地方自治法が一部改正をされておまして、市町村の、いわゆる総合計画の基本構想、これの策定義務というものが撤廃をされました。したがって、新たに総合計画を立てられる、立てられないは、その町の自由ということに法律上はなっているということでございます。

先般、今後、総合計画の後期基本計画を検討していきますのに、町の内部にも、まず、総合計画の策定委員会を設置しております。その第1回の会合でも確認をいたしましたところでございますが、現在、5年前に策定した与謝野町の総合計画を有しておりますので、その総合計画が法律上は自由になりましても、その今の与謝野町総合計画基本構想をもとに後期の基本計画を策定していくという、その方針は既に内部では固めておりますので、それをもって31日の審議会には、その考え方を申し上げていきたいというふうに考えております。

議長（井田義之） 山添議員。

10番（山添藤真） それでは、次の点に移りたいと思うんですけれども、16ページの住宅改修助成事業について、先ほどご説明があったように住民アンケートを行っていかれるということなんですけれども、その内容について、お聞きしておきたいというふうに思えます。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えしたいというふうに思えます。

今の、まず最初に予算でございますけれども、申請者用と業者用というふうなことで二つの種類に分けてアンケートをとらせていただきたいというふうに思っております。

申請者が、大体1,400人、それから業者さんが160社程度を予定しておまして、それに伴いまして予算を計上させていただいております。

町長の予算の説明でもございましたように、橘大学のほうと連携してアンケート調査をつくっておりますけれども、今のところまだ、原案が来まして、この住宅改修の審査委員会というふうなものを設けております。副町長と、それから下水道課長と教育推進課長と福祉課長と、それと私とで、そういうふうな審査会を設けておまして、そこで一定程度、大学のほうから出てきたアンケートの部分につきまして精査をさせていただきました。ただ、まだ、大学のほうには、ちょうどその院生さんというんですか、大学の大学院の院生さんがおられまして、その方がちょっと遠いところへ行っておられるというふうなこともございまして、まだ、返してはございません。最終的には、そういったことでキャッチボールをしながら申請者用と業者用というふうに二つに

分けてアンケートを出していきたいというふうに思っております。

まだ、細かい点については、もう少し精査をしなければならないというふうなところもございますので、ちょっとここで、その点につきましてはご容赦がいただきたいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 山添議員。

10 番（山添藤真） 終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し、採決を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認め、これより議案第115号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第115号 平成23年度与謝野町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

以上で、本臨時会の日程はすべて終了しました。

これで、第39回平成23年10月臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

（閉会 午前11時35分）

この会議録の内容が正確であることを証するため、地方自治法123条第2項の規定により署名する。

与謝野町議会 議長

同 議員

同 議員